

トピック 公認会計士法の改正

平成19年6月20日、公認会計士法等の一部を改正する法律が成立しました。改正の理由、概要は以下のとおりです（P135、トピック参照）。

【改正の理由】

企業活動の多様化・複雑化・国際化、監査業務の複雑化・高度化、公認会計士監査をめぐる不適正な事例等を踏まえ、組織的監査の重要性が高まっている状況に対応するため。

【改正法の概要】

- I. 監査法人等の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化
 - 監査法人における業務管理体制の整備、監査法人等による情報開示の義務付け等
- II. 監査人の独立性と地位の強化
 - 監査人の独立性に関する規定の整備、いわゆるローテーション・ルールの整備、不正・違法行為発見時の監査人の当局への申出制度の創設等
- III. 監査法人等に対する監督・責任のあり方の見直し
 - 行政処分が多様化、課徴金納付命令の創設
 - 有限責任組織形態の監査法人制度の創設
 - 報告徴収・立入検査の権限の審査会への委任の範囲の見直し
 - 外国監査法人等の届出制度等の整備

改正法の中では、報告徴収・立入検査の権限の審査会への委任の範囲の見直しとして、日本公認会計士協会が行う品質管理レビューを受けていない、または協力することを拒否している公認会計士等に対して、報告徴収・立入検査を行うことができることとされています。

また、外国監査法人等の届出制度等の整備として、外国会社等から提出される有価証券報告書等に係る監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査事務所（「外国監査法人等」）は、原則として、金融庁長官に届出を行うことが義務付けられました。

また、併せて外国監査法人等に対する当局の権限（必要な指示、報告徴収、立入検査）が整備されました。このうち、報告徴収、立入検査権限については、金融庁長官が、政令で定めるところにより、審査会に委任することができることとされています。